

評価コメント票

制度名	中小企業産業技術研究開発事業等
-----	-----------------

御芳名	
-----	--

評価コメント票は以下あてにご提出下さい。

経済産業省産業技術環境局大学連携推進課 担当：宮岡

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話：03-3501-0075 FAX：03-3501-5953

E-mail：miyaoka-haruka@meti.go.jp

コメント票の記載にあたって

1. 「評価項目・評価基準」の各項目について、評価検討会での説明及び資料5、資料6に基づき、コメントの作成及び採点をお願いいたします。
2. コメントについては、資料6に各評価項目の論点を表示しております。P4～82の個別事業のパートについては、特段のコメントがあれば記載をお願いいたします（任意）。
P83～97の制度全体としての論点については、必ずコメントをお願いいたします（必須）。
3. コメントの記入に際しては、単に「妥当である。評価できる。」ではなく、妥当である理由、評価できる理由等について、具体的な記述をお願いいたします。
4. また、採点については、特にⅢ章を参照しながら制度全体としての評価の観点から各項目ごとに4段階（A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）〈a, b, c, dも同様〉）で、採点して下さい。
4段階はそれぞれ、A（a）＝3点、B（b）＝2点、C（c）＝1点、D（d）＝0点に該当します。
 - ①評価シートの記入に際しては、評価シートの《判定基準》に示された基準を参照し、該当と思われる段階に○を付けて下さい。
 - ②大項目（A, B, C, D）及び小項目（a, b, c, d）は、それぞれ別に採点して下さい。
 - ③総合評価は、評価結果を資源の重点的・効率的配分に適切に活用していくという観点から、各項目の評点を踏まえつつ、プロジェクト全体としての総合点を付けてください。

1. 制度の目的及び政策的位置付けの妥当性

【評価項目・評価基準】

- (1) 国の制度として妥当であるか、国の関与が必要とされる制度か。
- (2) 制度の目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。
- (3) 他の制度との関連において、重複等はないか。

【評価委員コメント欄】

【制度全体に対する肯定的意見】

【制度全体に対する問題点・改善すべき点】

【その他、個別事業等に対する意見(任意)】

【評点】

1. 制度の目的及び政策的位置付けの妥当性

A B C D

《判定基準》

非常に重要→A、重要→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 国の制度として妥当であるか、国の関与が必要とされる制度か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 民間のみでは問題解決が図られず、国の制度として実施する緊要性が極めて高い。 → a
- ・ 国の実施する制度として重要。 → b
- ・ 国の実施する制度として概ね妥当である。 → c
- ・ 国の関与がなくとも民間による取り組みで問題解決が可能。 → d

(2) 制度の目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 制度の目的は非常に重要で、政策的位置付け（上位施策等における位置付け）は極めて明確である。 → a
- ・ 制度の目的は妥当であり、政策的位置付け（上位施策等における位置付け）は明確である。 → b
- ・ 制度の目的は概ね妥当であり、政策的位置付け（上位施策等における位置付け）は概ね明確である。 → c
- ・ 制度目的の妥当性はなく、政策的位置付け（上位施策等における位置付け）は不明確である。 → d

(3) 他の制度との関連において、重複等はないか。

【評価委員コメント欄】

--

2. 制度の目標の妥当性

【評価項目・評価基準】

(1) 目標は適切かつ妥当か。

- ・ 目的達成のために具体的かつ明確な目標及び目標水準を設定しているか。特に、中間評価の場合、中間評価時点で、達成すべき水準（基準値）が設定されているか。
- ・ 目標達成度を測定・判断するための適切な指標が設定されているか。

【評価委員コメント欄】

【制度全体に対する肯定的意見】

【制度全体に対する問題点・改善すべき点】

【その他、個別事業等に対する意見(任意)】

【評点】

2. 制度の目標の妥当性

A B C D

《判定基準》

非常によい→A、よい→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 目標は適切かつ妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・非常に具体的かつ明確に目標及び目標水準（中間評価の場合、中間評価時点での達成すべき水準）が設定されており、指標設定も極めて適切である。→ a
- ・具体的かつ明確に目標及び目標水準（中間評価の場合、中間評価時点での達成すべき水準）が設定されており、指標設定も適切である。→ b
- ・概ね具体的かつ明確に目標及び目標水準（中間評価の場合、中間評価時点での達成すべき水準）が設定されており、指標設定も概ね適切である。→ c
- ・具体的かつ明確な目標及び目標水準（中間評価の場合、中間評価時点での達成すべき水準）が設定されておらず、指標の設定もない。→ d

3. 制度の成果、目標の達成度の妥当性

【評価項目・評価基準】

(1) 制度としての成果は妥当か。

- ・ 得られた成果は何か。
- ・ 設定された目標以外に得られた成果はあるか。
- ・ 共通指標である、論文の発表、特許の出願、国際標準の形成、プロトタイプの作製等があったか。

(2) 制度としての目標の達成度は妥当か。

- ・ 設定された目標の達成度（指標により測定し、中間及び事後評価時点の達成すべき水準（基準値）との比較）はどうか。

【評価委員コメント欄】

【制度全体に対する肯定的意見】

【制度全体に対する問題点・改善すべき点】

【その他、個別事業等に対する意見(任意)】

【評点】

3. 制度としての成果、目標の達成度の妥当性

A B C D

《判定基準》

非常によい→A、よい→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 制度としての成果は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|-------------------|-----|
| ・ 想定した以上の成果が得られた。 | → a |
| ・ 妥当な成果が得られた。 | → b |
| ・ 概ね妥当な成果が得られた。 | → c |
| ・ 妥当な成果が得られていない。 | → d |

(2) 制度としての目標の達成度は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|-------------------------|-----|
| ・ 設定された目標を大きく上回って達成された。 | → a |
| ・ 設定された目標は達成された。 | → b |
| ・ 設定された目標は概ね達成された。 | → c |
| ・ 設定された目標は達成されなかった。 | → d |

4. 制度採択案件に係る事業化、波及効果等その他成果についての妥当性

【評価項目・評価基準】

(1) 成果については妥当か。

- ・当該制度の目的に合致する成果は得られているか。
- ・事業化が目標の場合、事業化の見通し（事業化に向けてのシナリオ、事業化に関する問題点及び解決方策の明確化等）は立っているか。

(2) 波及効果は妥当か。

- ・成果に基づいた波及効果を生じたか、期待できるか。
- ・当初想定していなかった波及効果を生じたか、期待できるか。

【評価委員コメント欄】

【制度全体に対する肯定的意見】

【制度全体に対する問題点・改善すべき点】

【その他、個別事業等に対する意見（任意）】

【評点】

4. 制度採択案件に係る事業化、波及効果等その他成果についての妥当性

A B C D

《判定基準》

非常によい→A、よい→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 成果については妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|-----------------------|-----|
| ・ 事業化までの極めて明確な見通しがある。 | → a |
| ・ 事業化までの見通しがある。 | → b |
| ・ 事業化までの見通しが概ねある。 | → c |
| ・ 事業化までの見通しが立っていない。 | → d |

(2) 波及効果は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|------------------|-----|
| ・ 波及効果が大いに期待できる。 | → a |
| ・ 波及効果が期待できる。 | → b |
| ・ 波及効果を概ね期待できる。 | → c |
| ・ 波及効果は期待できない。 | → d |

5. 制度のマネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性

【評価項目・評価基準】

- (1) 制度のスキームは適切かつ妥当か。
 - ・ 目標達成のための妥当なスキームとなっているか、いたか。
- (2) 制度の体制・運営は適切かつ妥当か。
 - ・ 制度の運営体制・組織は効率的となっているか、いたか。
 - ・ 制度の目標に照らして、個々のテーマの採択プロセス（採択者、採択評価項目・基準、採択審査結果の通知等）及び事業の進捗管理（モニタリングの実施、制度関係者間の調整等）は妥当であるか、あったか。
 - ・ 制度を利用する対象者はその目標に照らして妥当か。
 - ・ 個々の制度運用の結果が制度全体の運営の改善にフィードバックされる仕組みとなっているか、いたか。
 - ・ 成果の利用主体に対して、成果を普及し関与を求める取組を積極的に実施しているか、いたか。
- (3) 資金配分は妥当か。
 - ・ 資金の過不足はなかったか。
 - ・ 資金の内部配分は妥当か。
- (4) 費用対効果等は妥当か。
 - ・ 投入された資源量に見合った効果が生じたか、期待できるか。
 - ・ 必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。
- (5) 変化への対応は妥当か。
 - ・ 社会経済情勢等周辺の状況変化に柔軟に対応しているか。
 - ・ 代替手段との比較を適切に行ったか。

【評価委員コメント欄】

【制度全体に対する肯定的意見】

【制度全体に対する問題点・改善すべき点】

【その他、個別事業等に対する意見(任意)】

【評点】

5. 制度のマネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性

A B C D

《判定基準》

非常によい→A、よい→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 制度のスキームは適切かつ妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|----------------------|-----|
| ・ 制度のスキームは、極めて適切である。 | → a |
| ・ 制度のスキームは、適切である。 | → b |
| ・ 制度のスキームは、概ね適切である。 | → c |
| ・ 制度のスキームは、不適切である。 | → d |

(2) 制度の体制・運営は適切かつ妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|----------------------|-----|
| ・ 制度の体制・運営は極めて適切である。 | → a |
| ・ 制度の体制・運営は適切である。 | → b |
| ・ 制度の体制・運営は概ね適切である。 | → c |
| ・ 制度の体制・運営は不適切である。 | → d |

(3) 資金配分は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|------------------|-----|
| ・ 資金配分は極めて妥当である。 | → a |
| ・ 資金配分は妥当である。 | → b |
| ・ 資金配分は概ね妥当である。 | → c |
| ・ 資金配分は妥当でない。 | → d |

(4) 費用対効果等は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ・ 投入された資源量に対し、極めて大きな効果が得られる見込みがある。 | → a |
| ・ 投入された資源量に対し、より大きな効果が得られる見込みがある。 | → b |
| ・ 投入された資源量に概ね相当する効果が得られる見込みがある。 | → c |
| ・ 投入された資源量を上回る効果が得られる見込みがない。 | → d |

(5) 変化への対応は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|---------------------------|-----|
| ・ 変化を的確に把握し、計画を適切に見直している。 | → a |
| ・ 変化を把握し、計画を見直している。 | → b |
| ・ 変化を概ね把握し、計画を見直している。 | → c |
| ・ 変化を把握せず、計画の見直しを行っていない。 | → d |

6. 総合評価

【評価委員コメント欄】

【制度全体に対する肯定的意見】

【制度全体に対する問題点・改善すべき点】

【評点を付けるに当たり、考慮した（重要視した）点】

【評点の判断に当たり、特に重要視した評価項目】（括弧内に○印を付けてください。複数可。）

- ☐ 1. 制度の目的及び政策的位置付けの妥当性
- ☐ 2. 制度の目標の妥当性
- ☐ 3. 制度の成果、目標の達成度の妥当性
- ☐ 4. 制度採択案件に係る事業化、波及効果等その他成果についての妥当性
- ☐ 5. 制度のマネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性

【評点】

6. 総合評価

A B C D

《判定基準》

- ・実施された制度は、優れていた。→A
- ・実施された制度は、良かった。→B
- ・実施された制度は、不十分なところがあった。→C
- ・実施された制度は、極めて不十分なところがあった。→D

7. 今後の研究開発の方向等に関する提言

【評価委員コメント欄】